

新型コロナウイルス感染防止対策に係る「湯前町の警戒区分と判断基準」(令和3年4月～)

この表は、湯前町における統一した目安です。国や都道府県が示す警戒レベルとは異なります。

警戒を発する基準を設定することで、感染拡大防止に向けた対策の徹底や町民への早期の警戒を呼び掛けるものです。

あくまでも目安であり、これ以上の爆発的な感染拡大や、国や県による緊急事態宣言等が発令された場合には、本表にかかわらず総合的に判断し、実施する内容を検討のうえ協力を要請することがあります。

リスクレベル 警戒区分	判断基準		町民への要請等	町有施設等	その他
	引き上げ	引き下げ			
レベル5 特別警報	①緊急事態宣言が発令され、熊本県が対象区域に指定された場合 ②町内で集団感染等が発生し、感染の広がりが認められる場合	—	レベル4の対策に加え ●外出自粛要請 ●全ての催事等の臨時休止	●町有施設の閉鎖 ●町行事の中止	
レベル4 警報	①町内で感染者が発生した場合 ②隣接町村で集団感染等が発生した場合	レベル5の、①緊急事態宣言が、対象区域から指定を解除された場合 レベル5の、②町内で集団感染等が発生後、10日以上発症者が確認されず、広がりが認められない場合	レベル3の対策に加え ●不要不急の外出自粛要請 ●県外等への移動自粛要請 ●全ての催事等の自粛要請	●町有施設の閉鎖等の検討 ●町行事の中止等の検討	
レベル3 特別警戒	隣接町村で感染者が発生した場合	レベル4の、①町内の感染者、または②隣接町村の集団感染等が発生後、10以上の発生が確認されず、広がりが認められない場合	レベル2の対策に加え ●休日・夜間の不要不急の外出自粛要請 ●感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事等の自粛要請	●本町住民のみを利用可能 ●利用時間制限等の検討 ●町行事の制限等の検討	
レベル2 警戒	郡市内で感染者が発生したが、隣接した町村に感染者がいない場合	レベル3の、隣接町村で感染者が発生した後10日以上発生が確認されず、広がりが認められない場合	レベル1の対策に加え ●感染が拡大している地域、国から帰られた人、来町された人へ行動の自粛を要請	●本町住民、及び隣接した町村の方のみ、通常の利用を可能	
レベル1 注意	国内及び熊本県内で感染者が拡大傾向の場合	レベル2の、郡市内の感染者が発生後10日以上発生が確認されず、広がりが認められない場合	●3つの条件(密閉、密集、密接)が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う ●新しい生活様式の徹底、相談窓口の設置、感染予防の広報啓発	●感染症予防を実施し、通常の利用は可能	
正常	国内で新規感染者が確認されていない		●通常の感染症予防対策		